5/25 緑萌祭（りょくほうさい）開催

ここのえ緑陽中学校の体育祭「緑萌祭」が開催されました。今年度から開催時期が５月となり、「新緑が萌える季節」に開催されることから従来の体育祭から名称変更されました。今年のテーマは自分たちの心に残り続けるような緑萌祭にしたいという思いから「萌跡（ほうせき）」となりました。

戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まりました。

●お問い合わせ　住民環境課　☎０９７３－７６－３８０２

これまで、氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでしたが、戸籍法が改正され、戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。本年5月26日以降、本籍地市町村から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナがハガキや封書で通知されますので、届きましたら、必ず内容を確認してください。九重町が本籍の方への通知の発送は令和７年７月下旬以降を予定しています。

通知のフリガナが正しい場合は、届出をしなくても、令和８年５月以降、通知したフリガナがそのまま戸籍に順次記載されます。通知されたフリガナが誤っている場合には、令和８年５月25日までに必ず届出をしてください。届出は、窓口や郵送による届出のほかに、マイナポータルを利用してオンラインで行うこともできます。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

九重町が本籍の方への通知は7月下旬頃から順次発送予定です。通知のフリガナが正しい時は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから大丈夫！

★戸籍にフリガナが記載されます（法務省のホームページへ）

第27回参議院議員通常選挙が7月に予定されています。

●お問い合わせ　九重町選挙管理委員会　☎０９７３－７６－３８２５

◎投票のできる人

九重町に引き続き3カ月以上住んでいる方、満 18 歳以上の方で、選挙人名簿に登録されている方です。

◎投票所入場券

「投票所入場券」をハガキで郵送します。投票の際にお持ちいただくとスムーズに受付を行うことができ便利です。なお、お持ちでなくても投票はできますので、忘れた場合は受付でお申し出ください。

◎第27回参議院議員通常選挙の投票所及び投票時間

投票区	投票所	投票時間
東飯田第１投票所	九重町隣保館	午前７時から午後７時
東飯田第２投票所	川上集会所	午前７時から午後５時
野上第１投票所	野上ふれあい交流センター	午前７時から午後７時
野上第２投票所	野矢小学校多目的ホール	午前７時から午後５時
飯田第１投票所	飯田ふれあい交流センター	午前７時から午後６時
飯田第２投票所	東部集会所	午前７時から午後５時
飯田第３投票所	基幹集落センター	午前７時から午後５時
南山田第１投票所※	南山田ふれあい交流センター	午前７時から午後７時
南山田第２投票所	淮園小学校体育館	午前７時から午後７時

※旧南山田第3投票所（金山、井手、田中、岩の上、粟野本村、川道団地）の方は、南山田第1投票所（南山田ふれあい交流センター）に変更になります。

◎期日前投票（投票日当日に予定がある方）

投票日当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭などで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

・期　間　公示日の翌日～投開票日の前日の午前8時30 分～午後8時
・場　所　九重町役場１階ロビー

◎不在者投票（仕事などで九重町以外に滞在中の方）

選挙期間中に、九重町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。また、指定病院等に入院をされている方は、その施設内で不在者投票をすることができます。

なお、不在者投票は、①九重町への請求書提出、②滞在先への投票用紙の発送、③九重町への投票用紙の返送、の手順を踏むため日数がかかります。請求はお早めにお願いいたします。

・お問い合わせ　投票する市区町村の選挙管理委員会（施設等）の執務時間

令和７年度 九重町職員採用試験　－令和８年４月１日採用―

●お問い合わせ　総務課　☎０９７３－７６－３８００

職　種

- 一般行政職
- 保育教諭
- 保健師
- 土木技師

申込受付期間

6月17日(火)～7月31日(木)

第1次試験

●試 験 日　**8月12日(火)～8月27日(水)**

●試験会場　全国に設置されたテストセンター会場のうちから受験者が選択する会場

※テストセンター会場は、47都道府県に300カ所以上設置されています。

▲テストセンター会場二次元コード

●試験内容　**総合適性検査（基礎能力）**

採用人数・受験資格

一般行政職　若干名

・平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人。
　※受験者の学歴は問いません。

保育教諭　若干名

・昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭の免許を有する人又は令和8年3月31日までに資格を取得見込の人。

保健師　若干名

・昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師助産師看護師法に規定する保健師の免許を有する人。又は令和8年3月31日までに免許を取得見込の人
　※申込日時点で保健師免許を有する人は第１次試験を免除します。

土木技師　若干名

・平成2年4月2日以降に生まれた人で、高等学校又は大学等において土木科の専門課程を修了した人（令和8年3月31日までに修了見込の者を含む。）又は高卒以上の土木の専門的知識・技能を有する人。

申込みについて

●申込方法及び申込期間

申込方法　電子申請（インターネットでの申し込み）
申込み URL：https://logoform.jp/form/cSUd/1059713

申込期間　令和7年6月17日（火）午前8時30分～
令和7年7月31日（木）午後5時

▲申込み二次元コード

▲九重町ＨＰ

※申込みには、①パソコン又はスマートフォン
②申込者本人のメールアドレス
③申込者本人の顔写真データが必要です。

※その他受験資格の詳細については、九重町ホームページをご覧ください。

九重町

令和７年度の後期高齢者医療保険料について

●お問い合わせ　税務課　☎０９７３－７６－３８０３
大分県後期高齢者医療広域連合　☎０９７－５３４－１７７１

令和7年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記の通りです

		令和７年度
A	均等割額	59,200円
B	所得割率	11.55%
C	賦課限度額	80万円

保険料の計算方法（令和7年度）

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①**均等割額**と、所得に応じて負担する②**所得割額**を合計して個人単位で計算されます。

年間保険料		①均等割額		② 所得割額
上限（賦課限度額 C）	＝	59,200円 A	＋	前年所得（※）×所得割率 B

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

≪均等割額の軽減≫

●世帯の状況に応じて下記のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得（世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計）が下記に該当する世帯
7割	「基礎控除額（43万円） ＋10万円×{年金・給与所得者数－1}」を越えない世帯
5割	「基礎控除額（43万円）＋30.5万円×世帯の被保険者数 ＋10万円×{年金・給与所得者数－1}」を越えない世帯
2割	「基礎控除額（43万円）＋56万円×世帯の被保険者数 ＋10万円×{年金・給与所得者数－1}」を越えない世帯

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方へ

●お問い合わせ　（国民健康保険・後期高齢者医療）地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１
（後期高齢者医療）大分県後期高齢者医療広域連合　☎０９７－５３４－１７７１

1.「資格確認書」または「資格情報のおしらせ」を送付します

現在お持ちの被保険者証、または資格確認書は7月末で有効期限が切れます。

令和6年12月2日から保険証の新規発行が廃止され、**マイナ保険証※の所有状況等に応じて**、保険証の取扱いが以下のように変更となりました。8月以降ご使用いただく書類は**7月中旬**にお送りします。

※保険証利用登録がされたマイナンバーカード

マイナ保険証を**お持ちの方**	「**資格情報のおしらせ**」を送付します。 医療機関を受診する際はマイナンバーカードが必要です。 （資格情報のおしらせのみでは受診できません）
マイナ保険証を**お持ちでない方**	「**資格確認書**」を送付します。 資格確認書はこれまでの保険証と同じようにご使用いただけます。
後期高齢者医療被保険者の方	マイナ保険証の有無にかかわらず、皆さんに「**資格確認書**」を送付します。マイナ保険証を利用可能な方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

「資格確認書」は書留郵便での送付となりますので、ポスト投函ではなく対面での受け渡しとなります。郵便を受け取ることができなかった場合は、8月1日以降に本人確認書類（運転免許証等）を持って役場1階地域共生支援課までお越しください。

2.限度額認定証の申請を受け付けます

国民健康保険の被保険者の方

外来や入院時に自己負担限度額を超える場合、「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担になります。

マイナ保険証をお持ちの方は、**マイナ保険証を利用することで、限度額を超える支払いが免除されるため、申請の必要はありません。**

●8月1日から有効の限度額適用認定証等の申請は、8月1日以降にお願いします。
●70歳以上の方は、限度額認定証が必要ない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

後期高齢者医療保険の被保険者の方

後期高齢者医療被保険者の方には、**限度額認定証を交付せず、負担区分が記載された資格確認書を交付します。**

現在「限度額適用認定証」か「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで令和7年度も該当する方には、**負担区分が記載された資格確認書をお送りしますので申請の必要はありません。**

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１
日田年金事務所　☎０９７３－７６－６１７４

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50 歳未満）」があります。

◇**免除期間は年金受給資格期間に反映されます。**（※ 1）
◇**免除された保険料は「追納」することが可能ですので、保険料の支払いが可能になった際に 10 年前の分まで遡って支払いができます。**
◇**失業した方が申請する場合、特例で前年所得をゼロとみなして審査されます。**（※ 2）

（※ 1）一部免除の場合は減額された保険料を払わないと未納扱いになり年金受給資格期間にも算入されませんのでご注意ください。
（※ 2）この特例は原則、失業した年またはその翌年に申請した場合に限り適用となります。

令和７年度分（令和７年７月分から令和８年６月分まで）免除等申請受付

受付開始日　令和7 年7 月1 日から

書面申請　お近くの年金事務所、または役場地域共生支援課窓口で申請できます
電子申請　スマートフォンからマイナポータルを利用していつでも申請できます
申請時点の２年１ヶ月前の月分まで遡って申請することができます

免除申請をせず保険料を「未納」のままにしておくと…
◆「老齢基礎年金」の受取額が減ることになります。
◆年金受給資格期間に反映されないため、「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不慮の事態が生じた時の「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
◆あとから保険料の支払いが可能となった場合、2年前の分までしか遡れません。

九重町長期休暇サポート事業について　～体験を通して学べる夏に～

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１

九重町では、障がいのある児童及びその家族の地域生活を支援するために、支援学校等に通う児童の夏休み等の日中活動の場を提供する「九重町長期休暇サポート事業」を行っています。この事業では児童の健全育成を図るとともに、家族の介護負担を軽減することを目的としています。

【期　間】 令和7年7月22日から令和7年8月31日までの予定
【時　間】 9：00~16：00（若干変更する場合あり）
【対象児】 原則として、町内に住所を有する障害福祉サービス受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを所有する方又は支援学校、支援学級に在籍する19歳未満の方。
【利用料】 行事等による実費負担分のみ
【その他】 保健福祉センターまでは自主送迎をお願いします。保健福祉センターから実施施設までは送迎があります。昼食は施設で準備します。
※実施場所については、由布市湯布院町の施設を予定しています。
【申　込】 申込みは、6月27日（金）までに上記お問い合わせ先までお願いします。

高齢化集落対策事業について

●お問い合わせ　観光・地域振興課　☎０９７３－７６－３１５０

九重町では、令和7年3月末現在、全140自治区のうち、60自治区が高齢化集落に該当しています。九重町内における高齢化集落が占める割合は45.7パーセントとなっています。

高齢化率とは　・・・65歳以上の高齢者が総人口に占める割合
高齢化集落とは・・・65歳以上の高齢者が自治区の総人口の50%以上を超える自治区のこと

高齢化集落応援隊について

高齢化と過疎化による人手不足で、道路の補修や草刈り、公民館や集会所の掃除、お祭りなど集落の共同作業が困難になりつつあります。そのような高齢化集落を応援するため、県内企業やNPO、ボランティア団体などに応援隊への登録や活動の実施を呼びかけています。

応援を希望する集落のニーズ（場所、時期、内容等）に合わせて、県から登録いただいた団体の方へ依頼し、応援の可否を決定します。

※なお、応援隊を構成する団体の都合によっては、御希望に添えない場合がございます。

詳細は、観光・地域振興課（☎ 0973-76-3150）へお問い合わせください。

◆具体的な作業内容◆
・集落道や里道などの草刈りや簡易補修　・簡易水道タンクの清掃
・集会所や公民館の掃除　・鳥獣害防止策等の設置作業など・祭りの準備や神輿担ぎ

「地域の未来を共に考える」町長との懇談会であなたの声を届けよう！

●お問い合わせ　未来デザイン推進課　☎０９７３－７６－３８７４

住民の皆さんの声を聞き、住民と行政との協働のまちづくりを進めるため、まちづくりに関するさまざまな分野にかかる懇談やまちづくり等に関するご提案・ご意見を承るため、「まちコン・未来ナビ」を開催します。皆さんの町への想いや、これからの課題を共有し、次世代につなぐ未来の九重町を一緒に考えましょう。

地域と行政のまちづくり懇談会（まちコン）	地域と未来を創造する懇談会（みらいナビ）
まちづくり（地区）協議会や区長会が町長と行う懇談会です。地域の意見や課題を共有し、九重町の方針や政策に反映させるもので、地域からの質問や意見、提案をもとに町長や役場職員との活気ある懇談会です。	町内の各種団体と町長により行われる懇談会です。各種団体の課題を共有し、活用できる制度の紹介等も行っています。今後の地域の活性化のために各種団体と未来を創造していくための懇談会です。

〔テーマ〕
懇談会のテーマは、これからの町全体又は地域のまちづくりの推進に関するものとします。単なる要望、苦情等の行政相談又は特定の関係者の権利に関する事項などは、取り上げないこととします。

〔申込〕
懇談会を開催しようとするときは、団体の代表者の方が、懇談会を開催しようとする日の1月前までに申込書をご提出ください。

違法な廃棄物回収業者について

●お問い合わせ　住民環境課　☎０９７３－７６－３８０２

園芸作物高温対策緊急支援事業について

●お問い合わせ　農林課　☎０９７３－７６－３８０４

夏季高温環境下においても持続的生産が可能な夏秋園芸産地の発展を図るため、農業を営む個人、集落営農団体及び法人を対象に、高温対策を実施するために要する経費に対し、購入経費の一部を助成します。
※遮光資材のうち、塗布材（吹付剤）は対象外。

対象品目	事業内容
トマト	遮光資材、外気導入機器
カスミソウ	
ピーマン	
ネギ（施設栽培）	
ネギ（露地栽培）	かん水資材

※補助率 1/3 以内（予算には限りがあります。）
※詳しくは農林課（農業振興グループ）までお問い合わせください。

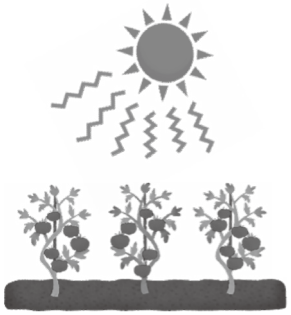

緑の募金事業に取り組みませんか？

●お問い合わせ　農林課　☎０９７３－７６－３８０４

●令和６年度『緑の募金』へのご協力ありがとうございました!

令和6年度は、『緑の募金』に対する家庭募金が 453,000円 集まりました。

みなさんの善意により集まった緑の募金は、大切な森林・みどりを守り育て、次世代の人々に引き継ぐとともに緑豊かな美しい郷土を築くため活用されています。

本年度においても引き続き『緑の募金』にご理解とご協力をお願いします。

●地域緑化に取り組みませんか?

『緑の募金事業』は募金額に応じて、公益財団法人森林ネットおおいたより交付金が交付され、地域の緑化等に取り組むことができるものです。

令和6年度事業では、公共施設の緑化及び緑化木の配布等を実施することが出来ました。新年度も引き続き緑化を推進して行きます。

今年度の緑の募金事業についての内容、申請方法については申込要領のとおりです。

（写真 緑化木の配布

【緑の募金事業申込要領】

1. 事業内容　『森林の整備』
★環境保全林の造成
★森林公園等の整備
★その他
『緑化の推進』
★地域空閑地を利用した緑化公園づくり
★公共施設の緑化（公民館、公園、学校等の緑化）
★緑の少年団の育成
★その他

2. 対象団体　地域住民の団体（行政区、サークル、地域会等）

3. 申請手続き　計画書に必要事項を記入して申請をしていただきますので、九重町緑化推進委員会事務局（農林課　畜産林業グループ）までご相談ください。
（申請期日：令和7年9月19日（金）まで）

4. 交付の範囲　計画書の内容を事務局で協議のうえ決定致します。

5. 摘　　要　その他不明な点については下記事務局までご連絡ください。

九重町緑化推進委員会　　事務局　農林課畜産林業グループ
TEL　76−3804（農林課直通）FAX　76−3840

シリーズ『障がい福祉』112

障がい者スポーツ大会が開催されました

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１

令和7年4月6日～5月24日にかけて、第20回大分県障がい者スポーツ大会（個人競技）が開催されました。

今年は、5月17日（土）開催のフライングディスク競技に8名が出場しました。天候に恵まれ、熱戦が繰り広げられました。また、他市町村の参加者との交流の場ともなりました。

大分県障がい者スポーツ大会は、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得（療育手帳については準ずるものも可）していれば参加が可能で、6歳から出場することが出来ます。毎年広報ここのえにて募集を行っていますので、是非、出場しませんか。

第７５回 “社会を明るくする運動” 玖珠郡大会が開催されます

●お問い合わせ　総務課　☎０９７３－７６－３８００

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、玖珠郡においても玖珠郡大会が開催されます。多くの参加をお願いいたします。

▶**と　き**　7月26日（土）午後2時～
▶**ところ**　玖珠町メルサンホール　町民ホール
▶**内　容**　・作文コンテスト入賞作品発表　・記念講演 講演者 山口由美子氏　・ミニ刑務作業直売会

≪大分県救急安心センター運営事業　＃7119　について≫

急な体調不良やケガで「救急車を呼ぶべきか」、「すぐに病院にいったほうがよいか」など対応に迷うような場合、相談員（看護師等）に相談できます。

○運用開始：

令和7年7月1日開始予定

○受付時間：
平日・土曜日　19：00～翌朝8：00
日曜日・祝日※　8：00～翌朝8：00
※お盆（8/13～8/15）及び年末年始（12/29～翌 1/3）を含みます

○電話番号：
＃7119 または 097- 532- 711９（県境地域からや IP 電話・ダイヤル回線の場合はこちらから）

こどもの症状は「こども救急電話相談」にお掛けください
＃8000 または 097－503－8822（県境地域からや IP 電話・ダイヤル回線の場合はこちらから）

○相談無料（通話料は相談者の負担となります）
○緊急時は、ためらわず１１９番で救急車を呼んでください。